

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900519号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900032号

第1 結論

昭和53年7月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年7月から昭和57年3月まで

昭和53年7月にA社を退職し、B村役場(当時)で国民年金の加入手続を行った後、初めて納付する国民年金保険料からずっと自治会(C会)の集金人に定期的に夫婦二人分を一緒に払っていた。夫の請求期間の保険料は納付済期間になっているのに、私の保険料だけ4年間も納付していなかったとは考えられないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は勤務していたA社を退職した昭和53年7月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び納付記録から、C県B村において昭和57年4月に払い出されたと推認でき、この時に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和53年7月13日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであるから、請求者の主張する加入時期と相違している上、当該払出時点では、請求期間のうち昭和53年7月から昭和54年12月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となっている。

また、請求者は請求期間に係る国民年金保険料について、集金人に定期的に夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しており、夫の当該期間に係る各月の保険料はそれぞれ現年度納付されているものの、請求者の保険料については、当該手帳記号番号が払い出された時期から、請求期間のうち昭和55年1月から昭和56年3月までの保険料は過年度納付の取扱いとなるため集金人に納めることはできず、社会保険事務所(当時)又は国庫金を取り扱う金融機関等において納付する必要があることから、当該期間に係る保険料と夫の現年度分の保険料を、一緒に集金人に納付することはできない。

さらに、請求期間のうち昭和56年4月から昭和57年3月までの国民年金保険料の納付書は、請求者の手帳記号番号が払い出された昭和57年4月以降に発行されるため、当該期間の保険料を夫と同様に現年度納付するためには、昭和57年4月中に1年分をまとめて納付する

必要があるところ、請求者は保険料をまとめて納めた記憶はない旨陳述している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和 53 年 7 月から昭和 57 年 3 月までに B 村において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。